

全会派の署名で請願書提出へ

常勤職員 2 名配置新基準の課題

代表委員会でお伝えした通り、さいたま市の学童保育委託実施基準における常勤 2 名以上を配置した際の新設枠（最大 270 万円増額）は、年度末の 3 月を起算として体制が取れた期間のみを対象とする、実質的に処遇や保育料の改善につなげることが非常に困難な内容でした。

そこで市連協としてこの補助基準の見直しについてさいたま市議会へ請願書の提出を検討していることを報告しましたが、この度さいたま市議会全ての会派から紹介議員になっていただくことができ、2 月の市議会に「常勤の放課後児童支援員を 2 名以上配置した放課後児童クラブに対する補助基準額の適用条件見直しに関する請願書」を提出しました！これはつまりさいたま市議会のすべての会派がこの委託金増額の適用条件に問題があり、見直しが必要であるという認識をもっており、請願としてもほぼ確実に採択されるであろうことを意味しています。

提出に当たっては、2 月市議会への請願という限られた時間の中で中央区の照喜納議員に請願書の作成、各会派との連絡・調整にご尽力を頂きました。

中心となって進めていただいた照喜納議員をはじめ、ご賛同いただいた議員の皆さま、ご協力ありがとうございました！

常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した放課後児童クラブに対する 補助基準額の適用条件見直しに関する請願書

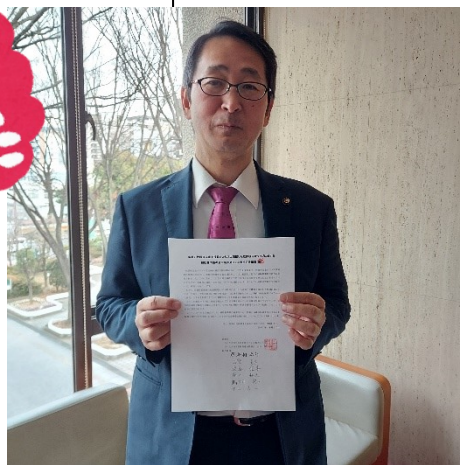
放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、令和 6 年度より、放課後児童クラブの実施委託基準が改正され、常勤の放課後児童支援員を 2 名以上配置した場合の補助基準額が新たに創設されました。このことは、こどもの健全育成のために支援員の体制を手厚くしたいと考えているクラブや、支援員を確保するために、利用料を増額しなければならない放課後児童クラブにとって歓迎すべきことです。

しかし、同補助基準額の対象期間が「当該年度の 3 月から逆算して体制を維持した期間に限る」とされており、やむを得ない理由で年度途中で退職者が出たために、職員体制を維持できなかった場合、2 名以上配置できていた期間があっても委託金の返還が求められています。

こうした運用の下では、補助を見込んだ当初予算を組んでいる放課後児童クラブにとって、安定的な運営が極めて困難になります。そのために補助の申請を躊躇するクラブも出てくることは容易に想定されます。

よって、さいたま市議会として、補助基準額の適用条件を「常勤の放課後児童支援員 2 名以上配置を維持できた期間」見直すことを求める意見書を国に提出していただくようお願いします。

ありがとう
ございました



請願者

さいたま市中央区下落合 7-7-6 桜井ビル 3F

さいたま市学童保育連絡協議会 会長 西条 隆

紹介議員

照喜納 弘心
出雲 至子
波谷 佳孝
新井 森夫
島羽 恵
中山 淳一
北岡 久住
中山 欽哉



発行：さいたま市学童保育連絡協議会 TEL 048-840-0962 / FAX048-840-0963

※このニュースはクラブのすべての保護者の方がご覧になれるようご配慮ください